

2014年薬価改正と長期収載品・後発品への影響

2014年改定と消費税増税対策

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

代表取締役所長 菊地祐男

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217



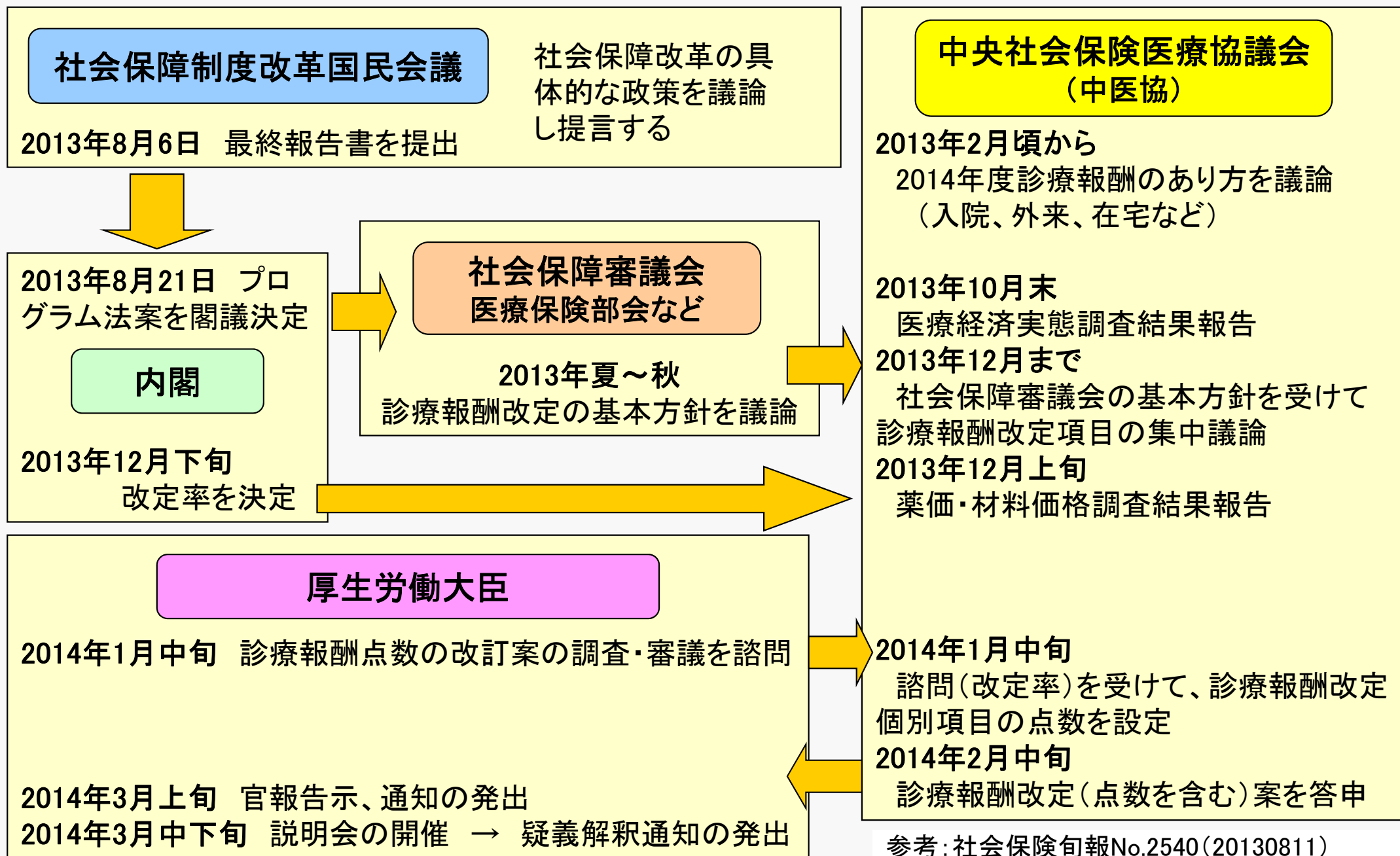
2013年11月18日

Nikky

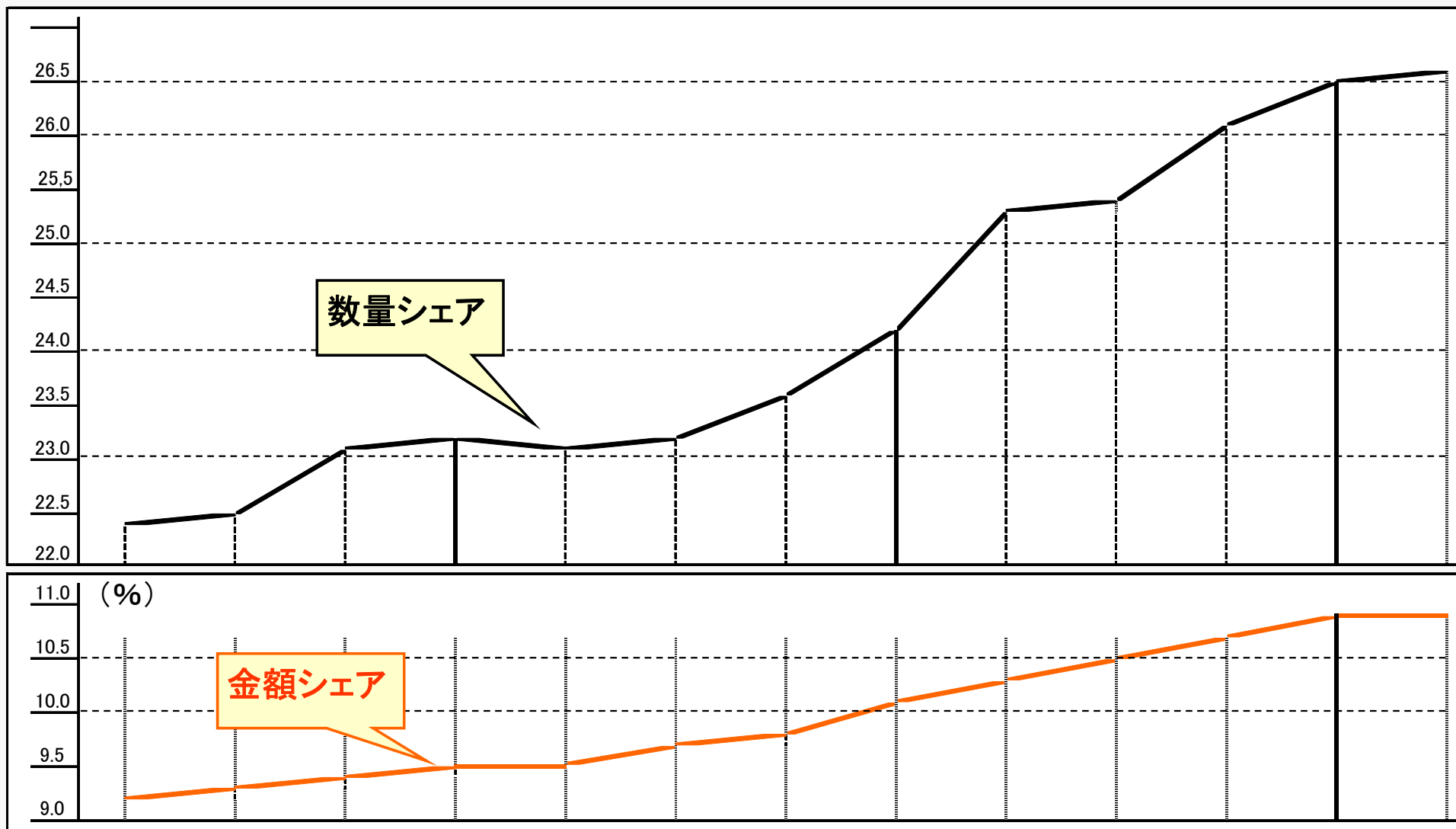


株式会社日医工医業経営研究所

2014年度診療報酬改定のスケジュール

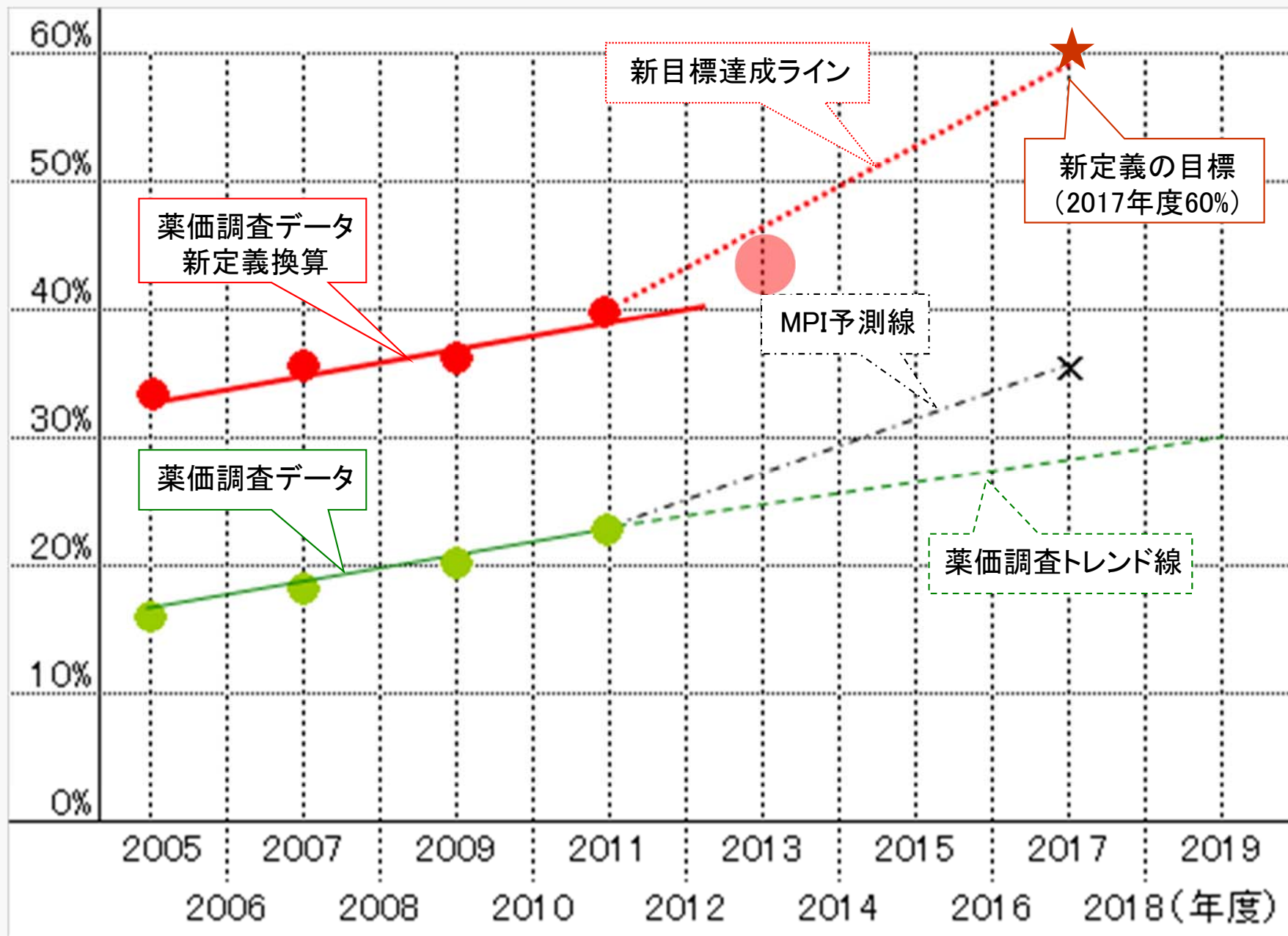


ジェネリックシェア推移 (JGA四半期)



シェア (%)	2010年度 4-6	2010年度 7-9	2010年度 10-12	2010年度 1-3	2011年度 4-6	2011年度 7-9	2011年度 10-12	2011年度 1-3	2012年度 4-6	2012年度 7-9	2012年度 10-12	2012年度 1-3	2013年度 4-6
数量	22.4	22.5	23.1	23.2	23.1	23.2	23.6	24.2	25.3	25.4	26.1	26.5	26.6
金額	9.2	9.3	9.4	9.5	9.5	9.7	9.8	10.1	10.3	10.5	10.7	10.9	10.9

ジェネリック数量シェア推移（新定義）



新定義でのGE数量割合（保険薬局調剤分）MPI推計

単位(%)	H24年度		H25.3単月	
	旧定義	新定義	旧定義	新定義
全国	28.7	45.6	29.4	46.8
北海道	29.6	47.1	30.4	48.4
青森	30.8	49.1	31.7	50.4
岩手	32.4	51.7	33.4	53.1
宮城	29.5	47.0	30.0	47.7
秋田	23.9	38.1	24.9	39.7
山形	33.0	52.5	33.7	53.7
福島	27.6	44.0	28.4	45.2
茨城	27.7	44.0	28.0	44.5
栃木	28.8	45.8	29.2	46.6
群馬	30.6	48.7	31.6	50.3
埼玉	29.8	47.4	30.5	48.5
千葉	29.1	46.4	30.0	47.8
東京	25.2	40.1	26.1	41.5
神奈川	27.9	44.4	28.7	45.8
新潟	29.2	46.5	30.0	47.8
富山	31.9	50.8	32.5	51.7
石川	28.8	45.9	29.5	46.9
福井	30.5	48.6	31.3	49.9
山梨	24.8	39.5	25.1	40.0
長野	30.6	48.6	31.7	50.4
岐阜	28.1	44.8	29.0	46.2
静岡	29.2	46.5	29.8	47.5
愛知	27.8	44.2	28.4	45.2

単位(%)	H24年度		H25.3単月	
	旧定義	新定義	旧定義	新定義
三重	29.5	47.0	30.4	48.4
滋賀	27.2	43.3	28.2	45.0
京都	27.1	43.2	27.8	44.3
大阪	27.6	44.0	28.3	45.1
兵庫	28.7	45.6	29.4	46.8
奈良	31.2	49.7	32.2	51.3
和歌山	26.8	42.7	27.9	44.5
鳥取	29.0	46.1	29.6	47.1
島根	31.2	49.7	31.7	50.4
岡山	30.5	48.6	31.4	49.9
広島	27.2	43.3	27.7	44.2
山口	30.2	48.0	30.9	49.2
徳島	23.9	38.0	24.5	39.0
香川	27.4	43.6	28.4	45.2
愛媛	28.0	44.6	28.9	46.0
高知	26.2	41.7	26.9	42.9
福岡	30.0	47.7	30.7	48.9
佐賀	29.1	46.4	30.0	47.7
長崎	29.7	47.3	30.4	48.4
熊本	32.5	51.7	33.4	53.2
大分	29.9	47.6	30.6	48.7
宮崎	31.7	50.4	32.5	51.8
鹿児島	36.1	57.5	37.1	59.0
沖縄	41.7	66.5	42.4	67.5

※旧定義数量割合は、調剤医療費の動向（平成24年度版、平成25年3月単月分）を採用（下記製剤は除外）

※新定義数量割合は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方を除外分を補正して算出

推計方法と考察

厚労省が公開している『調剤医療費の動向』データ等をもとに調剤薬局におけるジェネリック数量割合を新定義に換算しました

推計方法

- 旧定義数量割合は『調剤医療費の動向』より後発医薬品割合（数量ベース）を採用した。
- 『調剤医療費の動向』における数量ベースは、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤が除外されており、これを補正するため平成23年11月30日の中医協総会資料に掲載された数値（平成23年3月審査分データ）をもとに、MPIにて上記製剤の数量ベースを**9.05%**と算出した。
- 除外成分数量ベースに大きな変動はないという前提で、平成23年9月の薬価調査データと除外成分数量ベース（9.05%）をもとに上記製剤を除外した後発医薬品割合を**25.06%**と算出した。
- この25.06%が新定義での39.9%に該当するとして、係数を**1.592**と算出し、これを旧定義数量に掛け、新定義数量割合を算出した。

考察

- 保険薬局調剤分のジェネリック数量割合における新定義換算値は、全国平均で**45.6%**（平成24年度）
- 新定義でも目標値を達成しているのは沖縄県のみである。
- 平成24年度データと平成25年3月単月データを比較すると全都道府県でジェネリックの数量割合は増加傾向にある。
- 薬価調査（平成23年9月）における新定義でのジェネリック数量割合は39.9%で、保険薬局調剤分の全国平均を下回っており、厚労省が掲げる目標を達成するには薬局だけでなく医療機関に対するジェネリック促進策も重要となる。

(参考) ジェネリックシェアの新定義

数量シェア			厚生労働省 薬価調査(各年9月)			
			2005年	2007年	2009年	2011年
先発品	後発品なし		21.4%	21.6%	18.9%	19.1%
	後発品あり (長期収載品)	A	34.9%	34.9%	36.3%	34.3%
旧定義シェアの後発品		B	16.8%	18.7%	20.2%	22.8%
その他の品目(局方、生薬等)			27.0%	24.8%	24.6%	23.9%
(新定義シェアの分母)		A+B	51.7%	53.6%	56.5%	57.1%
新定義シェアの後発品		B/A+B	32.5%	34.9%	35.8%	39.9%

漢方薬等が含まれている旧定義の後発品シェアを新定義に換算しているため、漢方薬等が含まれていない旧定義の後発品を新定義に換算する場合は、“補正”が必要になります。

準先発品

準先発品のリスト（2013年9月2日）

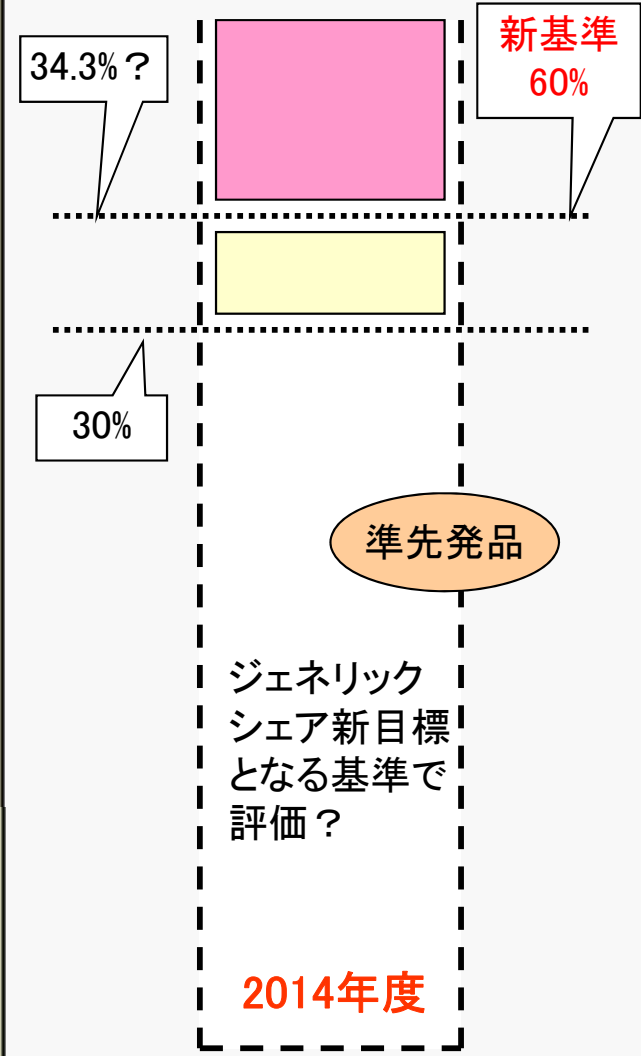
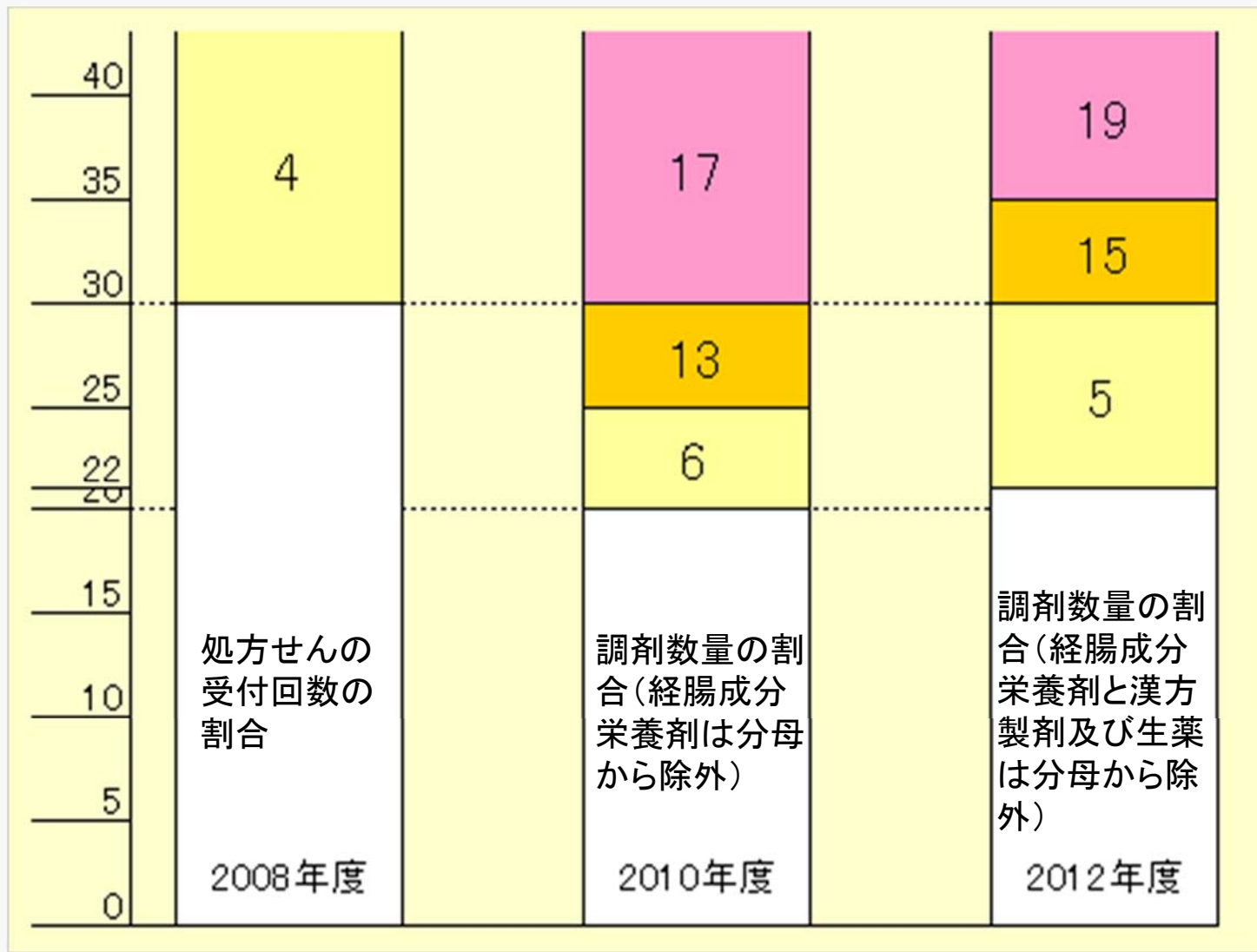
昭和42年以前に承認された、先発品にも後発品にも分類されない医薬品

ATP腸溶錠	第一三共	ブスコパン	日本BI
PL配合顆粒	塩野義製薬	プリンペラン	アステラス製薬
アデホスコーク	興和	フルイトラン	塩野義製薬
アドナ	田辺三菱製薬	ペリアクチン	日医工
アリナミンF	武田薬品工業	ペルサンチン	日本BI
アルダクトンA	ファイザー	ベンザリン	塩野義製薬
インデラル	アストラゼネカ	ポンタール	第一三共
ウルソ	田辺三菱製薬	マーズレンS	寿製薬
カルナクリン	三和化学研究所	ユベラN	エーザイ
キャベジンUコーワ	興和	ラシックス	サノフィ
セルシン	武田薬品工業	リンデロン	塩野義製薬
トランサミン	第一三共	レフトーゼ	日本新薬
ネルボン	第一三共	ワソラン	エーザイ
バファリン配合錠	ライオン	キシロカインゼリー	アストラゼネカ
パントシン	第一三共エスファ	イソジンガーゲル	Meiji Seika ファルマ
ビソルボン	日本BI	リンデロンV軟膏	塩野義製薬
ビタノイリン	武田薬品工業	ヒルドイド	マルホ

議論中の話題から

後発医薬品調剤体制加算

新目標以上を重点評価？(MPI)



2014年度診療報酬改定
議論中の話題から

ジェネリック使用促進策

薬剤服用歴管理指導料(受付1回につき41点)

今後の中医協の議論で、点数減額または要件強化の可能性

[算定要件]

ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。)を患者に提供すること。

後発医薬品の説明に関して「後発医薬品の使用状況調査結果」(2013年3月27日中医協総会)

→【薬局調査】薬情を交付する際の説明「全ての患者に説明している 31.5%」

→【患者調査】薬情を交付する際の説明「薬剤師から説明を受けた 62.6% →その他 33.8%」

後発医薬品調剤体制加算

新目標以上を重点評価?

処方医への評価(後発品使用促進)

2012年度は「一般名処方加算」

2014年度は??

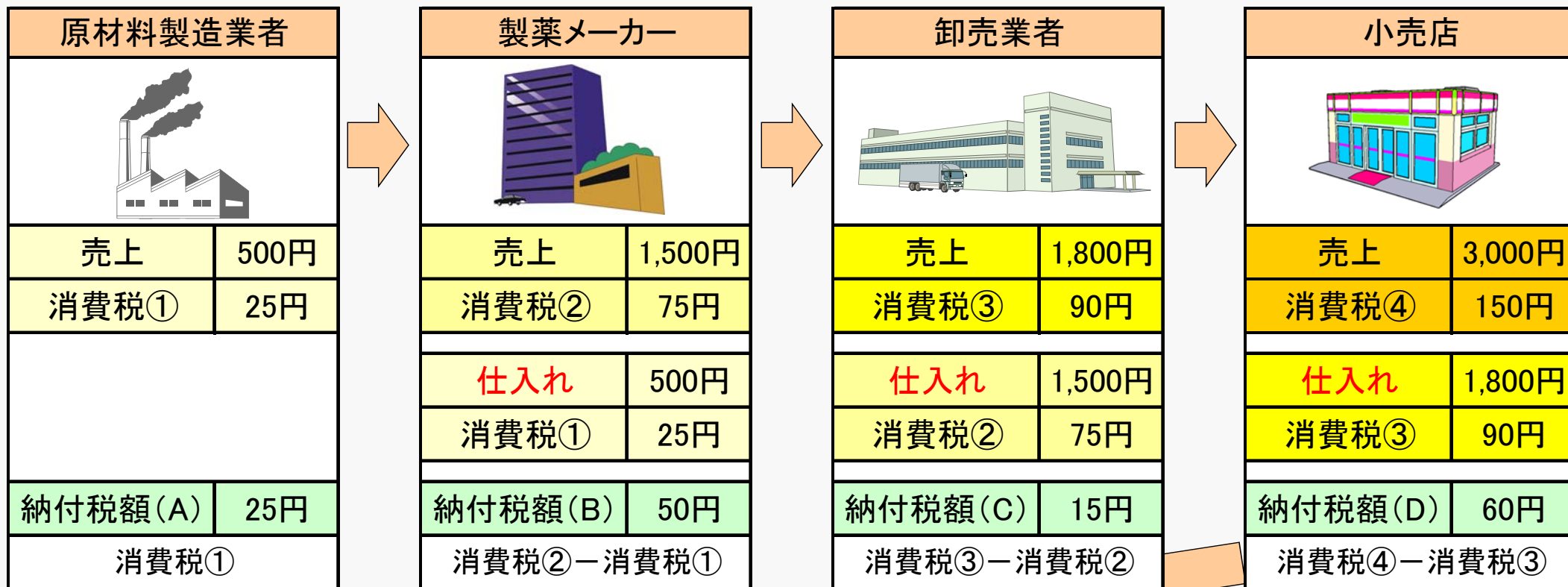
DPC/PDPS

効率性指数 → 7番目の指数を創設

→ 後発医薬品の使用を評価

・退院時処方や手術中に用いる医薬品等の出来高算定医薬品を含む入院中に使用する全ての医薬品が対象

消費税（5%）が納付される仕組み



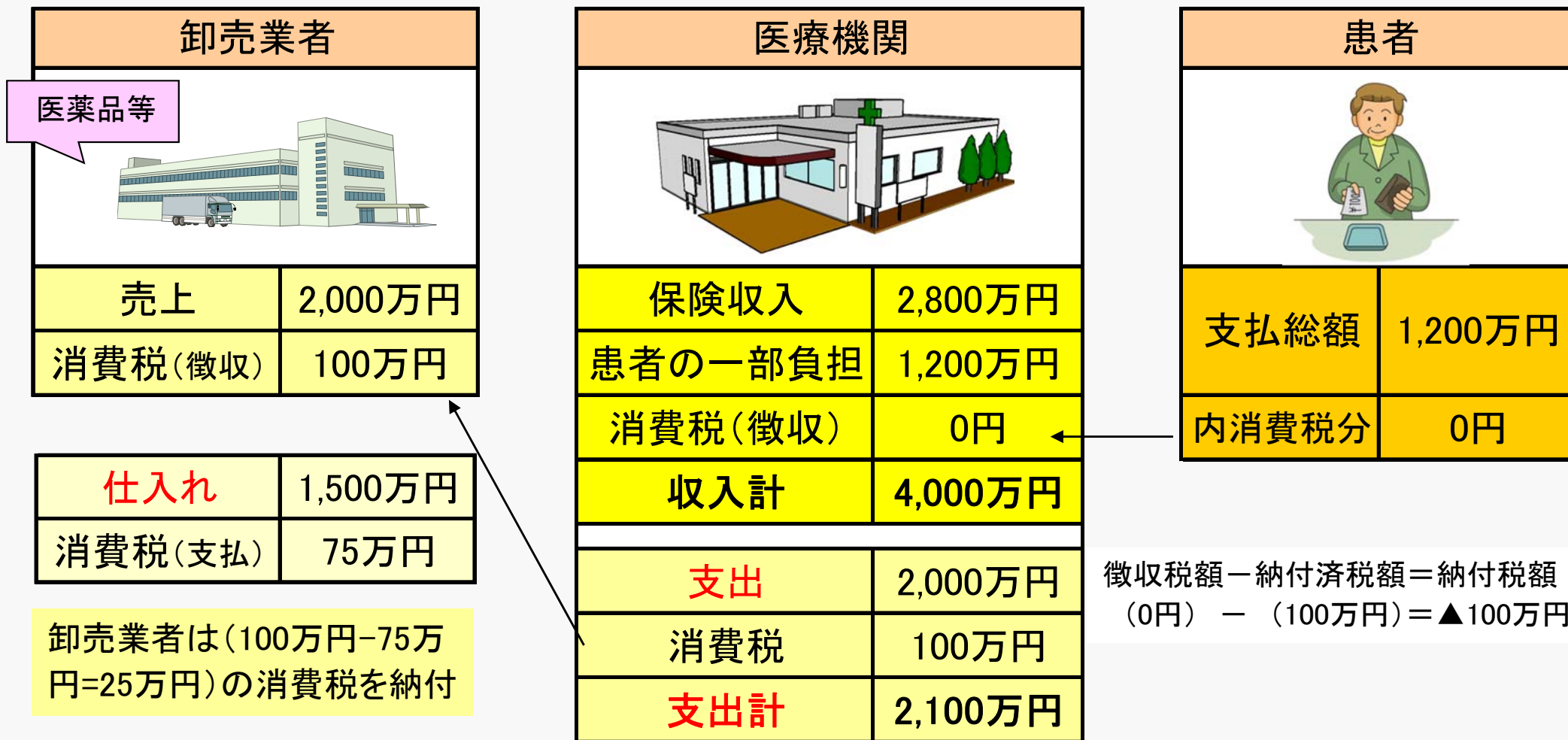
各事業者が個別に納付した消費税 **150円**
 納付税額(A+B+C+D)の合計

消費税とは、最終消費者が納付する仕組みです。



支払総額	3,150円
内消費税分	150円

医療機関の場合（保険診療分）



医療は非課税であり、医療機関が最終消費者になるため、消費税も医療機関が負担することになります。しかし診療報酬には消費税分が加味されていることになっています。

診療報酬と消費税

1989年4月 消費税3%(導入時)		
改定率(消費税3%相当分)	+	0.76%
診療報酬本体部分	+	0.11%
薬価部分	+	0.65%

医療機関が負担する消費税分は薬価と診療報酬に加味するために引き上げられています。

1997年4月 消費税5%(2%アップ)		
改定率(総合計)	+	0.38%
改定(消費税2%アップ分)	+	0.77%
診療報酬本体部分	+	0.32%
薬価部分	+	0.45%
改定(消費税以外の評価分)	-	0.39%
診療報酬本体部分	+	0.93%
薬価部分	-	1.32%



8%と10%の改定については『診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会』にて議論中

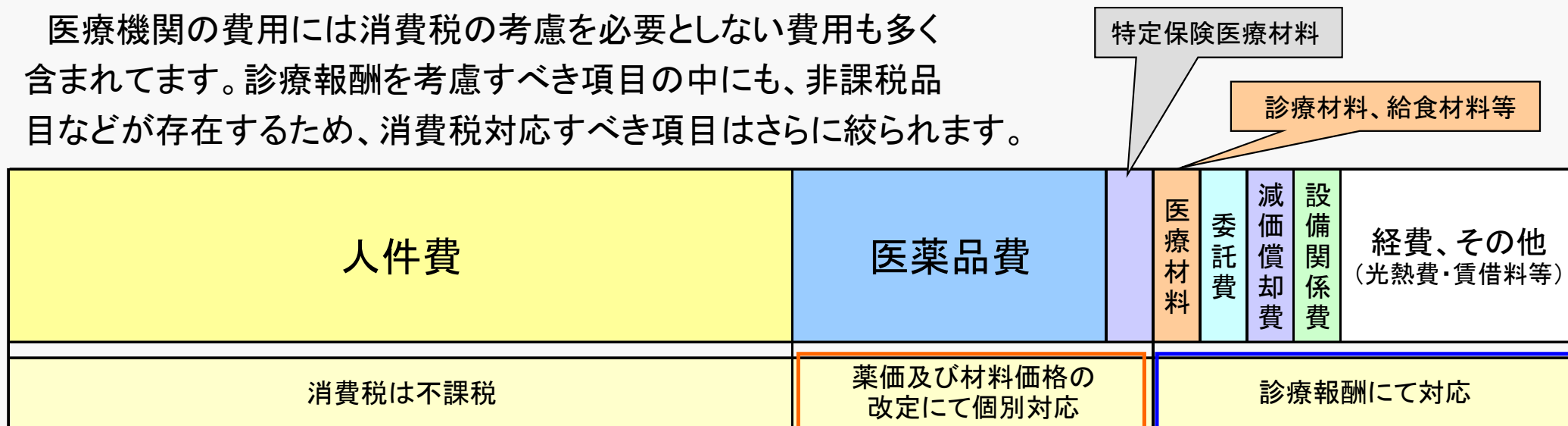
2014年4月の8%、2015年10月の10%の消費税引き上げ時にはどのような方法で医療に消費税が適用されるかが注目されます。

追加資料

診療報酬への消費税対応の仕組み

医療機関の費用構造

医療機関の費用には消費税の考慮を必要としない費用も多く含まれてます。診療報酬を考慮すべき項目の中にも、非課税品目などが存在するため、消費税対応すべき項目はさらに絞られます。



消費税導入時(1989年度)や消費税5%時(1997年度)は、診療所から病院まで平均的な消費税対応となるように改定項目が選択されて消費税分の引き上げが実施されました。

2014年4月は、基本診療料(初診料、再診料、入院基本料、など)や調剤基本料に消費税分の引き上げ対応を実施する案が有力となっています。(2013年9月時点)

主な医科改定項目の例	
1989年度	1997年度
血液化学検査	特定疾患療養病棟入院料
点滴回路加算	特定疾患療養指導料
中心静脈注射回路加算	生化学的検査(I)判断料
人工腎臓食事給付加算	静脈内注射
基準寝具加算	閉鎖循環式全身麻酔
給食料	入院時食事療養費
.....

(参考)2012年7月27日 第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料[税2-3]

追加資料

課税（ゼロ税率）とは、

非課税と課税

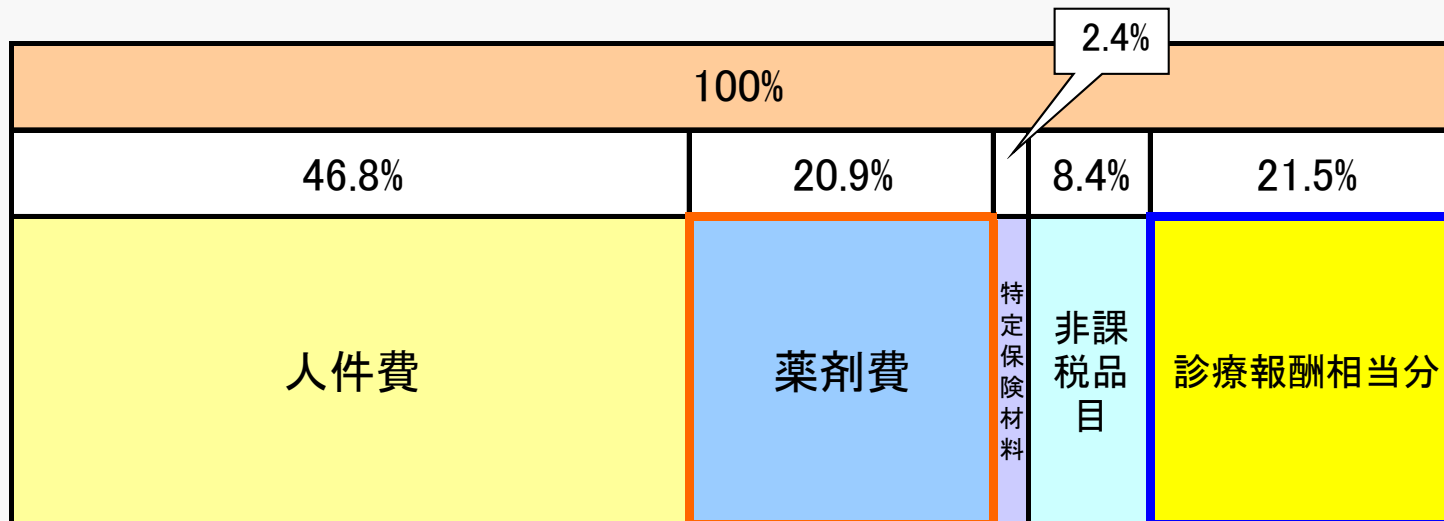
医療が「非課税」では、患者は消費税を負担せず、医療機関が最終消費者として納税者となる。

医療を「課税」としても、ゼロ税率を採用すれば患者は消費税を負担しないが、医療機関は薬剤等が課税となるため、課税仕入れにともなう消費税額を控除することができる。

消費税10%となる2015年10月から医療を「課税（ゼロ税率）」とする案が議論されている。

	非課税	課税	軽減税率		MPIコメント
				0%（ゼロ税率）	
医療税の理念	◎	×	△	○	医療を非課税とすることは理念としては正しいかもしれないが、医療機関や薬局の消費税負担が問題となる
還付制度 税額控除	なし		あり		税のルールである還付制度や税額控除は、非課税では存在しない
国	○		△		行政としては現行制度を維持したいか？ ゼロ税率など軽減税率導入は、他業界からも要望が強くなる恐れがある
保険者	△？		○？		診療報酬や薬価に含まれる消費税対応分を明確に分けた方が支払側としては良いか？
医療機関等	△	×	○	◎	中医協分科会でも診療側としては課税ゼロ税率（少なくとも軽減税率）を求めている
卸業者	○	○	○	○	ルールに従って納税する業者でありこだわりはないか？ 価格交渉においては課税となった方がやり易いかも・・・

1997年4月（消費税2%アップ時=5%）の対応



消費者物価への影響

診療報酬分

$$21.5\% \times (1.5/100) = 0.32\%$$

薬価(薬剤費)分

$$20.9\% \times (105/103 - 1) = 0.40\%$$

特定保険材料費分

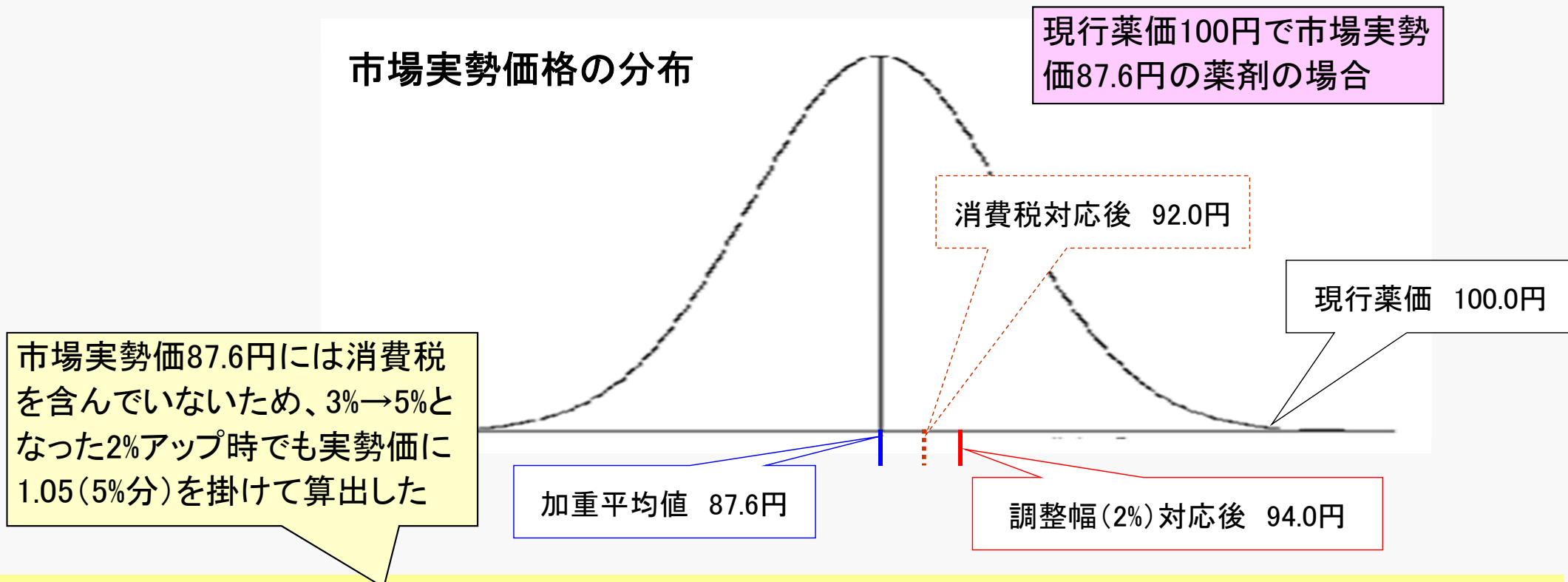
$$2.4\% \times (105/103 - 1) = 0.05\%$$

消費税2%アップ分
に対応する改定率

0.77%

薬価への消費税対応（1997年4月）

市場実勢価格の分布



$$(87.6円 \times 1.05 = 92円) + (100.0円 \times 0.02 = 2円) = 94.0円 (新薬価)$$

2014年は？

販売価格の加重平均値(消費税抜き市場実勢価格 × 108%) + 現行薬価 × 調整幅

消費税と薬価差益の関係

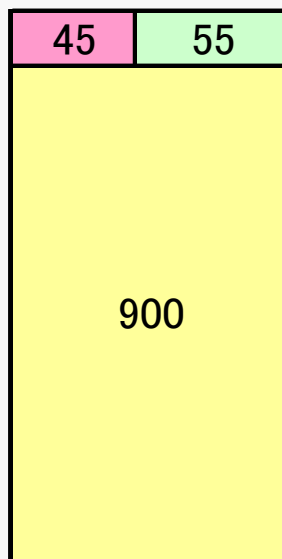
値引き額が同額
の場合(100円)

高薬価品
薬価1000円
値引き額100円
値引き率10%

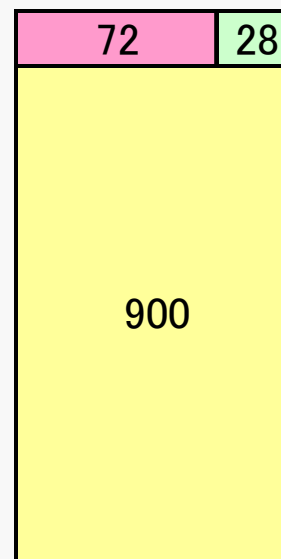
消費税	薬価差益
購入価格	

ジェネリック
薬価600円
値引き額100円
値引き率16.7%

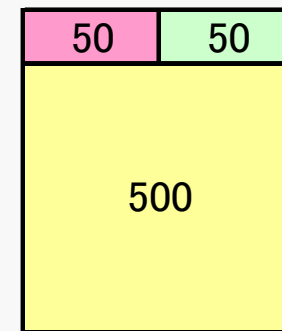
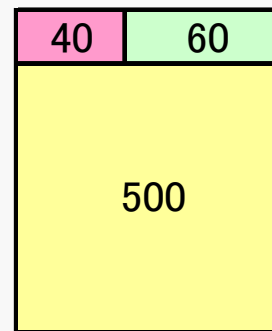
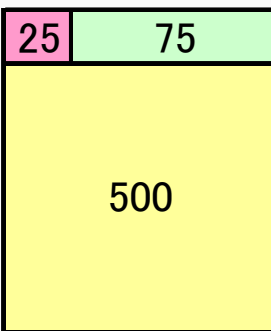
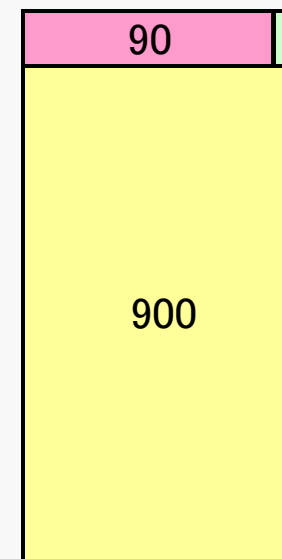
消費税5%



消費税8%



消費税10%



処方料・処方せん料

診療報酬点数	内服薬の投薬	
	6種類以下	7種類以上
処方料(院内)	42点	29点
内服薬の投薬が7種類以上になると薬剤料が10%減額となる		
処方せん料(院外)	68点	40点

臨時の投薬であって、投与期間が2週間以内のものを除く

多剤投与の減額は、外来の場合に限り、1処方のうち、内服薬についてのみ対象とする。この場合の「種類」については、次のように計算する。なお、1処方とは処方料の算定単位となる処方をいう。

- (イ) 錠剤、カプセル剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。
- (ロ) 散剤、顆粒剤及び液剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。
- (ハ) (ロ)の薬剤を混合して服薬できるよう調剤を行ったものについては、1種類とする。
- (ニ) 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が205円以下の場合には、1種類とする。

臨時に投与する薬剤とは連続する投与期間が2週間以内のものをいい、2週間を超える投与期間の薬剤にあつては常態として投与する薬剤として扱う。なお、投与中止期間が1週間以内の場合は、連続する投与とみなして投与期間を計算する。

臨時的に内服薬の追加投与等を行った結果、1処方につき内服薬が7種類以上となる場合において、傷病名欄からその必要性が明らかでない場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載する。

「剤」の計算方法（処方モデル）

Rp.1 (朝・昼・夕食後の分3処方)					単位薬価	1日薬価	1日点数
①	「A」錠10mg	1回1錠	朝・昼・夕食後	1日3錠	40.0	120.0	
②	「B」Cp5mg	1回2Cp	朝・昼・夕食後	1日6Cp	33.5	201.0	
						321.0	32点

Rp.2 (朝・夕食後の分2処方)					単位薬価	1日薬価	1日点数
③	「C」顆粒50mg	1回50mg	朝・夕食後	1日100mg	10.0/10mg	100.0	
④	「D」顆粒20mg	1回20mg	朝・夕食後	1日40mg	38.0/10mg	152.0	
						252.0	25点

Rp.3 (朝食後の分1処方)					単位薬価	1日薬価	1日点数
⑤	「E」錠5mg	1回2錠	朝食後	1日2錠	32.0	64.0	
⑥	「F」錠10mg	1回1錠	朝食後	1日1錠	104.0	104.0	
⑦	「G」錠10mg	1回1錠	朝食後	1日1錠	235.0	235.0	
						403.0	40点

Rp.3' (朝食後の分1のジェネリック処方)					単位薬価	1日薬価	1日点数	全部で1種類
⑤'	「e」錠5mg	1回2錠	朝食後	1日2錠	18.0	36.0		全部で1種類
⑥'	「f」錠10mg	1回1錠	朝食後	1日1錠	51.0	51.0		
⑦'	「g」錠10mg	1回1錠	朝食後	1日1錠	117.0	117.0		
						204.0	20点	

①②③④⑤⑥⑦
3剤7種類処方

①②③④⑤'⑥'⑦'
3剤5種類処方

処方モデルの比較 (10%減額)

7種類処方(10%減額)

値引き率10%

薬剤	1日薬価	1日点数	購入価
① 「A」錠10mg	120.0	32点	108円
② 「B」Cp5mg	201.0		180.9円
③ 「C」顆粒50mg	100.0	25点	90円
④ 「D」顆粒20mg	152.0		136.8円
⑤ 「E」錠5mg	64.0	40点	57.6円
⑥ 「F」錠10mg	104.0		93.6円
⑦ 「G」錠10mg	235.0		211.5円
		97点	878.4円

28日(4週)分点数	2,716点
10%減額(四捨五入)	2,444点
薬剤収入(×10円)	24,400円

購入価計	878.4 × 28	24,595.2円
消費税5%		1,229.8円
支払合計		25,825円
差益		▲1,425円

消費税8% → ▲2,163円
 消費税10% → ▲2,655円

5種類処方(205円ルール)

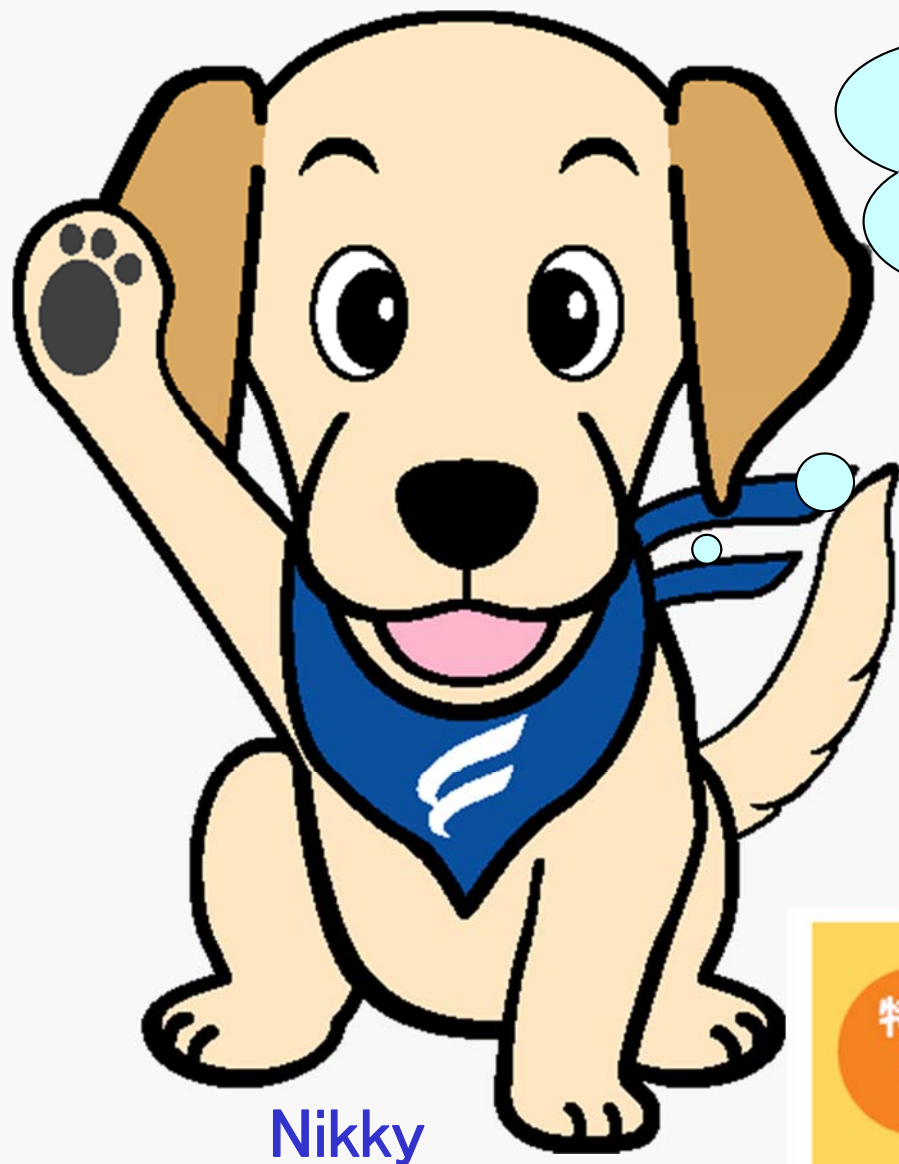
値引き率10%

薬剤	1日薬価	1日点数	購入価
① 「A」錠10mg	120.0	32点	108円
② 「B」Cp5mg	201.0		180.9円
③ 「C」顆粒50mg	100.0	25点	90円
④ 「D」顆粒20mg	152.0		136.8円
⑤' 「e」錠5mg	36.0	20点	32.4円
⑥' 「f」錠10mg	51.0		45.9円
⑦' 「g」錠10mg	117.0		105.3円
		77点	699.3円

28日(4週)分点数	2,156点
薬剤収入(×10円)	21,560円
	21560

購入価計	699.3 × 28	19,580.4円
消費税5%		979.0円
支払合計		20,559円
差益		1,001円

消費税8% → 413円
 消費税10% → 22円



Nikky

どうか今日のお話が、
皆様のお仕事のお役に立
てますように！



医療従事者のための
ジェネリックと行政情報サイト
<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

スタジー
Stu-GE

特典
1

メールマガジンの配信
Stu-GEの更新情報や講演会情
報などをお知らせします。最新
の情報をいち早くチェックし
ていただけます。

特典
2

会員専用サイトの閲覧
MPI資料の解説動画など、登録い
ただいた方専用のコンテンツをご覧
いただけます。MPI作成資料などをよ
り深く理解していただけます。